

大分県バドミントン協会表彰規程

(目的)

第1条 この規定は、大分県バドミントン協会（以下「本会」という。）において行う表彰の基準及び手続について定める。

(表彰の基準)

第2条 表彰は、次に掲げる事項の一に該当する個人又は団体について行う。

1 功労賞

- (1) 本会の理事・監事を10年以上歴任し、その功績顕著な者
- (2) その他理事会において適当と認めた者

2 顕讃賞

- (1) 本会の役員を20年以上務め、その功績顕著な者
- (2) 全国的競技水準に到達するチーム及び選手を継続的に育てた指導者
- (3) 顕讃賞は、60歳以上の者を対象とする。
- (4) その他理事会において適当と認めた者

3 技能賞

- (1) 県総合選手権大会において3年連続優勝した個人
- (2) 国民体育大会において、入賞(競技得点獲得)したチーム
- (3) その他理事会において適当と認めた者

(推薦)

第3条 本会の理事及び評議員は、前条の基準に該当し表彰することが適当と認められる者がいるときは、別表の様式により会長に推薦するものとする。

2 会長は、前項の推薦があったときは、理事を招集してこれを審議させる。

(表彰の制限及び例外)

第4条 表彰は、終生一回とする。

2 理事会において不相当と議決されたものの表彰は行わない。

(表 彰)

第5条 表彰は、理事会の決定に基づき、次のいずれかを授与する。

- (1) 功労賞
- (2) 顕讃賞
- (3) 技能賞

- 2 表彰は、賞状と副賞をあわせて贈呈することができる。
- 3 表彰は、大分県民体育大会バドミントン競技の開始式において行う。
但し、理事会においてこの時期が適当でないと認める場合は、これを
変更することができる。

(本規程の変更)

第6条 本規程を改正しようとするときは、評議委員会にはかり、理事会で決定する。

附則

- (1) 小中高生については、改正前の規定で卒業時に表彰することとなっていることから、該当選手が卒業する年度まで、これを継続する。
- (2) 一般の選手等においても、改正前の規定に該当する者の表彰は、平成 22 年度まで継続する。

この規程は、昭和 63 年 4 月 23 日から実施する。

この規程は、平成元年 4 月 9 日から実施する。

この規程は、平成 5 年 4 月 11 日から実施する。

この規程は、平成 11 年 4 月 29 日から実施する。

この規程は、平成 22 年 5 月 16 日から実施する。

別表 (表彰規程第3条第1項関連)

表 彰 候 補 者 推 薦 書

| | |
|-----------------|-------------------------------|
| 表彰候補者 (注1) | |
| 推 薦 者 (注2) | |
| 事績の概要 (注3) | |
| 事 績 (注4) | |
| 添 付 資 料 (注5) | |
| そ の 他 (注6) | 小・中・高・大学生は卒業式の予定日 平成 年 月 日 |

注1 個人の場合は、チーム名(所属機関名)に氏名(ふりがな)を付し、年齢を付記すること。

団体の場合は、チーム名と代表者名を付記すること。

注2 評議員又は理事とする。

注3 事績の要約を記載する。

注4 事績の詳細を具体的に記載すること。

注5 添付資料があれば添付する。

注6 小・中・高・大学生にあっては、卒業式の予定日を記載願います。